

## ● ● ● 完全支配関係法人間での寄附金認定、 ● ● ● 「職権更正」で受贈益を益金不算入に ● ● ● 納税者側からの更正請求は不要

**本**誌370(2010年9月13日)号では、完全支配関係にある法人間で税務上の「寄附」の認識のないまま行った取引について、後の税務調査により寄附金課税が行われた場合でも、寄附を受けた側においては受贈益を益金不算入とすることが可能である旨をお伝えしたところだが、この場合、納税者側からの更正請求は不要であり、課税当局が職権更正により減額を行うことがこのほど判明した。

### 当初からの“両建て処理”はなしでも可

法人間で税務上の「寄附」の認識のないまま行った取引について、後の税務調査の結果、寄附金課税が行われるケースは少なくない。たとえば、親法人が100%子法人に社員を外向させ、その給与を合理的な理由なく親法人が負担したことによって寄附金認定を受けるケースなどは頻繁にみられるようだ。

このような完全支配関係にある法人間での取引について寄附金認定が行われた場合に問題となるのが、寄附を受けた側における受贈益の取扱いだ。

平成22年度改正では、法人による完全支配関係にある内国法人間の寄附は、寄附を行った側で損金不算入、寄附を受けた側で益金不算入とされたが、これを受けた改正法人税基本通達9-4-2の5<完全支配関係がある他の内国法人に対する寄附金>

に関する国税庁の解説には、寄附を受けた側に「費用の額を損金算入するとともに受贈益の額を益金算入」する“両建て処理”を益金不算入の前提とするものと受け取れる記述がある。

このため実務家の間では、そもそも当事者に寄附を行ったという認識がなく、“両建て処理”も行われていないケースでは、受贈益への課税が行われるのではないかとの懸念もあったところだが、本誌370号12頁では、法人税法上、確定した決算や確定申告においてこのような両建て処理が求められているわけではないことから、当該受贈益に対しては益金不算入規定の適用が認められる旨を報じていた。

### 職権更正までにはタイムラグも

この点に関し課税当局はこのほど、当該受贈益について納税者側からの更正請求は不要であり、「当然に職権での減額更正が行われる」との見解を明確にしておき、注目されるところだ。

ただし、寄附を行った側の法人に税務調査が入った場合には、まず寄附を行った法人において寄附金の認定が行われた後に、寄附を受けた側の法人において(受贈益を益金不算入とする旨の)職権更正が行われることになるため、この間タイムラグが生じることになる点、留意したい。